

設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

設楽町長 土屋 浩

令和 8 年設楽町規則第 1 6 号

設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則

設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2
年設楽町規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年設楽町規則第４号）

新旧対照表

改正後		改正前	
別表第３（第14条関係）		別表第３（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(1) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人等</u> として国会、裁判所、 <u>地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</u>	必要と認められる期間
(2) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上	(2) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間	(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
(4) 職員が地震、水害、火災	必要と認められる期	(4) 職員が地震、水害、火災	必要と認められる期

その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	間	その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上	(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
(6) 職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間	(6) 職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(7) 妊娠中の女性の職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間	(7) 妊娠中の女性の職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(8) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間	(8) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され又は遮断された場合	必要と認められる期間	(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され又は遮断された場合	必要と認められる期間
(10) 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないこ	必要と認められる期間	(10) 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないこ	必要と認められる期間

とがやむを得ないと認められる場合		とがやむを得ないと認められる場合	
(11) 職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間)内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する別表第6の日数欄に掲げる日数	(11) 職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間)内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する別表第6の日数欄に掲げる日数
(12) 職員が(1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。以下この号、第15号及び第16号において同じ。)	1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の	(12) 職員が(1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。以下この号、第15号及び第16号において同じ。)	1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の

不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	範囲内の期間	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	範囲内の期間
(13) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	(13) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(14) 女性の職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	(14) 女性の職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(15) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）の範囲内の期間	(15) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）の範囲内の期間
(16) 職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し町長が定める時間）の範囲内の期間	(16) 職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し町長が定める時間）の範囲内の期間

(17) 職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）	1の年度において別表第7の定める期間	(17) 職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）	1の年度において別表第7の定める期間
---	---------------------------	---	---------------------------